

税に関する手続きについて



函館税務署での確定申告の相談・申告書の受付について

令和2年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日(火)～3月15日(月)までとなります。

例年、確定申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅にいながら申告書の作成・申告ができるイータックス(電子申告)のご利用をお願いします。

イータックス(電子申告)をご利用いただくメリット

- ・税務署に行かずに自宅から申告できます。
- ・確定申告期間中、24時間いつでも利用可能です。
- ・生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができま

スマートフォンでの申告について

給与収入がある方や年金収

入、副業等の雑所得がある方などは、スマートフォン・タブレットに最適化したデザインの画面で所得税の申告書を作成いただけます。

詳しいことは函館税務署(☎31・3171)または国税庁のHPをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/>



国税庁HP

確定申告などに必要な証明書等について

国民年金・国保・後期高齢者医療保険の保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。所得税や住民税が軽減されます。確定申告等の際は忘れずに申告してください。

また、国民健康保険の「医療費のお知らせ」は、医療費控除に使用できます。

▽国民年金保険料

申告に必要な控除証明書は日本年金機構から送付済みです。紛失された方は専用ダイヤル(☎0570・003・004)にお問合せください。

なお、昨年10月～12月に初めて保険料を納付された方には、2月上旬に控除証明書が送付されます。

▽国民健康保険料

令和2年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認通知書を送付します。

お問合せ 国保年金課

☎21・3154

▽後期高齢者医療保険料

令和2年中に保険料を納付された方には、1月下旬に納付確認書または納付確認通知書を送付します。

お問合せ 国保年金課

☎21・3185

▽国民健康保険

「医療費のお知らせ」

令和2年分の医療費のお知らせは、1月～11月診療分を1月末に、12月診療分を2月末に送付します。

12月診療分の送付を待たずに確定申告する場合は、医療機関等が発行した領収書を使用してください。

※再発行は原則行っていないので、大切に保管してください。

お問合せ

国保年金課
☎21・3149

年末調整関係書類の提出

令和2年分の年末調整関係

書類(総括表、給与支払報告書等)の提出期限は2月1日(月)です。

令和3年1月1日現在函館市に住所がある方に対し、令和2年中に給与の支払いをした事業所は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を函館市に提出してください。

住所・氏名・生年月日・個人番号(マイナンバー)の誤記や記入漏れがないようご注意ください。

個人事業主の方が提出の際は、マイナンバーカード・運転免許証などの確認をさせていただきます。(郵送の場合は、写しの添付が必要となります。)

来庁される際は、マスクを着用してください。また、発熱など体調に不安のある方は来庁をお控えください。

▽1月14日(木)までは市役所2階市民税担当11番窓口で受付
▽1月15日(金)から2月1日(月)までは市役所8階第1会議室で受付

なお、期間中は、東部4支所でも受付します。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送およびイータックスでの提出にご協力ください。

お問合せ 税務室市民税担当
☎21・3211

給与支払報告書等の電子申告について

市では地方税ポータルシステム(エルタックス)を導入しており、自宅や事業所からインターネットを利用して申告ができます。

給与支払報告書の提出のほか、法人市民税・固定資産税(償却資産)の申告が可能です。詳しいことは地方税共同機構(☎0570・081・459)へお問合せください。
地方税共同機構HP
<https://www.eitax.ita.go.jp/>

固定資産(償却資産)の申告

令和3年1月1日現在、函館市内に償却資産(会社や個人が事務所や工場・店舗などで事業に使用する、土地・家屋以外の資産)を所有している方は、その内容を2月1日(月)までに申告してください。

電子申告も利用できます。
お問合せ 税務室資産税担当
☎21・3231

